

入札説明書

「令和 7 年度糸満漁港水産作業等軽労化機能整備工事（小型固定式クレーン）実施設計委託業務」に係る入札については、沖縄県の関係法令、条例、規則及び要領に定めに準ずるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 7 年 10 月 27 日

2 入札に付する事項

- (1) 契約方法 一般競争入札
- (2) 件 名 令和 7 年度糸満漁港水産作業等軽労化機能整備工事（小型固定式クレーン）
実施設計委託業務
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 12 月 30 日（火）まで
- (4) 仕 様 書 「別紙 2 特記仕様書」による

3 入札参加に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 沖縄県内に本店があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 沖縄県の令和 6・7 年度入札参加資格者名簿（コンサルタント等）の建築関係コンサルタントに登録され、かつ、登録業種の全てが登録されている者。
- (5) 入札参加資格確認申請書等の提出日から本業務の入札日までの間において、沖縄県の指名停止措置を受けていない者。
- (6) 国税及び県税に関し未納が無い者。
- (7) 過去 10 箇年以内に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体、漁協・漁連等水産団体と同種業務（漁港施設の設計業務（実施設計））又は類似業務（水産土木又は港湾の設計業務（実施設計））の契約を結び、かつこれを誠実に履行した者。
- (8) 一般競争入札参加資格登録申請期日以前 6 カ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でない者。

4 入札参加資格の確認等

- (1) 入札への参加を希望する者は、本項 (2) -①に示す配布場所より「別紙 3 一般競争入札参加資格登録申請書等」を受取り、記入のうえ提出して、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに入札参加資格登録申請書等の関係資料を提出しない者並びに入札参加資格が無いと認められた者は、本入札に参加することができない。

(2) 申請書等の配布場所及び配布期間

申請書等の諸様式は、次のとおり配布する。なお、直接及び郵送による配布は行わない。

- ① 配布場所 沖縄県漁業協同組合連合会ホームページよりダウンロード（※）して入手する。

※ 本会ホームページ中段 — 「お知らせ情報」 — 本件入札公告内「別紙 3」より

- ② 配布期間 公告の日から令和 7 年 11 月 5 日（水）まで

(3) 申請書等の提出先及び提出方法等

- ① 提出場所 〒900-0016 那覇市前島 3 丁目 25 番 39 号沖縄県漁業協同組合連合会 総務課

- ② 提出方法 直接持参、書留郵便又は特定記録郵便により提出するものとする。また、本項③及び④に定める間に到着した申請書等のみを受付するものとする。

FAX 及び電子メール送信による提出は受け付けない。

- ③ 受付期間 公告の日から令和 7 年 11 月 5 日（水）まで（土・日・祝祭日は除く。）

- ④ 受付時間 上記③の各日の午前 9 時から午後 5 時まで（持参の場合、正午から午後 1 時は除く。）

5 入札参加資格の審査結果

資格審査結果は、入札日の前日までに通知する。

6 入札参加資格の有効期間

入札参加の資格を付与された日から入札期日までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届（任意様式。会社名・代表者名記入捺印）に変更前後の内容が分かる書式（例：新旧対照表など）で記載し、提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号

8 入札参加資格の取り消し等

- (1) 入札参加資格を有する者が、入札までの期間中に2に掲げる要件を満たさない者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、その場合は、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札説明書に対する質問及び回答

- (1) 入札に参加しようとする者は、書面（「別紙5 質問書」）に記入し質問することができる。
- (2) 質 問 期 間 公告の日から令和7年11月6日（木）まで
- (3) 質 問 受 付 時 間 午前9時から午後5時（土・日・祝祭日を除く）
- (4) 提 出 方 法 書面を持参又はFAX送信により提出すること。
なお、質問書の送信後は、電話連絡し受信確認を必ず行うこと。
- (5) 質 問 書 提 出 先 沖縄県漁業協同組合連合会 総務課
TEL：098-860-2600 FAX：098-860-2601
- (6) 質問書への回答期日 公告の日から令和7年11月7日（金）午後5時までに行う。
- (7) 回 答 の 掲 載 方 法 沖縄県漁業協同組合連合会ホームページに掲載する。

10 入札書及び委任状について

「別紙4 入札書及び委任状」を沖縄県漁業協同組合連合会ホームページよりダウンロードすること（上記4・(2) -①と同場所にある「別紙4」より）。

11 入札の日時及び場所、入札書の提出方法等

入札日時：令和7年11月11日（火）午前11時

入札場所：沖縄県水産会館 4階小研修室（那覇市前島 3-25-39）

入札書提出方法:入札書は、入札日時及び入札場所へ直接持参すること。郵送による入札は認めない。

なお、第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書（様式任意）を提出すること。

※ 本委託業務は、国及び沖縄県の補助事業によるものであるため、補助金交付に関する事務手続きによっては、入札日の変更の可能性があるのでご留意下さい。なお、入札日を変更する場合は、入札日の前日までに、本会より入札参加を認められた者へ直接連絡し周知する。

12 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で有効な最低の価格を以て入札を行った者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (2) 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う。
- (3) 再入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。
- (4) 最低制限価格は設定しない。

14 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 談合その他の不正行為があった入札
- (8) 代理人が入札する場合で、委任状の提出の無いもの及び入札書に代理人の署名又は記名押印の

いずれかが無いもの

15 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書を入れる封筒には、入札件名をこの業務の公告に従い記入すること。
- (3) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書（様式任意）を、提出すること。内訳書には、作成年月日、入札件名、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。なお、内訳書の提出が無い場合、入札が無効となることがある。
- (4) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出が無い場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。

16 入札保証金に関する事項

免除する。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を沖縄県漁業協同組合連合会に納付しなければならない。

17 契約保証金に関する事項

免除する。

ただし、落札後に契約を結ばない場合又は契約を誠実に履行しない場合は、損害賠償金として入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の10を沖縄県漁業協同組合連合会に納付しなければならない。

18 その他留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された一般競争入札参加申請書は返却しない。なお、提出された一般競争入札参加申請書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された一般競争入札参加申請書は公開しない。
- (3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。